



インドネシアの移転価格税制について

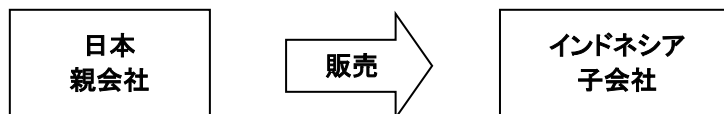
北陸銀行 国際部
バンクネガラインドネシア駐在
高森 泰大

1. はじめに

昨今、世界各国では、経済協力開発機構（OECD）主導による移転価格税制に係る文書化制度の大幅な見直しがなされています。日本では、2016年度の税制改正で、移転価格の文書化制度が導入されましたが、規則施行には1年の猶予期間が設けられています。

一方、インドネシアでは、この移転価格税制改正への対応として、2016年12月30日に財務大臣法令PMK-213が公表されましたが、施行は公布と同時に行われました。そのため、猶予期間が全くないので、インドネシアへの進出企業は、世界に先立ってこの改正に対応せねばなりません。12月決算の企業は、2017年4月までに必要書類を作成する必要があるため、また、作成義務が発生する企業の基準も日本より低くなっているため、対応に追われている企業はとて多いという状況です。

2. 移転価格税制はどうして定められるようになったのか



親会社は、子会社との間の取引価格を自由に決めることができます。移転価格税制がなければ、例えば、親会社は、「今年赤字に転落しそうなので、子会社への販売価格を高くする」、「税金を圧縮するために、子会社への販売価格を低くする」等の利益操作を容易に行うことができます。

同様な考え方のもと、多国籍企業は税金の支払を抑えたいがために、低税率国に利益を移転してしまう可能性があります。このように海外への利益移転が行われないように移転価格税制を整備することとなりました。

3. インドネシアと日本の規定

(1) 移転価格税制への対応に伴い要求される書類については、以下の通りです。

- I. ローカルファイル…インドネシアでの事業活動に関する特定情報
- II. マスターファイル…グループの全体像に関する情報
- III. 国別報告書…グループを構成する各社の詳細な財務及びその他情報

(2) 作成基準については、下の表をご参照ください。

《インドネシアの規定》

ローカルファイル	マスターファイル	国別報告書
a)前年度の年間総収入が500億ルピアを超過する企業。 b)前年度の関連者間取引の金額が以下の基準を超える企業。 1.有形資産取引の金額が200億ルピアを超過 もしくは、 2.その他の取引(無形資産取引等)が50億ルピアを超過 c)インドネシアより低い法人税率の国に所在する関連者と取引を行っている企業。		a)年間連結総収入が11兆ルピアを超える親会社。 b)親会社が非居住者である場合、 ・所在国で国別報告書の作成が必要でない。 ・所在国がインドネシアと情報交換規定を締結していない。 ・情報交換規定はあるが、国別報告書の情報をインドネシアが得られない。

《日本の規定》

ローカルファイル	マスターファイル	国別報告書
国外関連者との取引金額	連結収入金額	連結総収入金額
・50億円以上(棚卸) ・3億円以上(無形資産)	・1000億円以上	・1000億円以上

(3) インドネシアで作成義務の発生する数値基準は、日本に比べかなり低くなっています。年間総収入が500億ルピア(4.5億円程度)を超過、あるいは、インドネシア(法人税率25%)に比べて低い法人税率の国と取引をしているという部分に該当する企業は多いのではないかと思います。

そのため、日本の基準では提出義務のない企業も、インドネシアの基準に照らし合わせると提出義務が発生するというケースも多く、日本の本社側でも対応せざるを得ないという状況になっています。

当局からの要請により、ローカルファイルとマスターファイルについては、課税年度終了後4か月以内に、国別報告書は、課税年度終了後1年以内に、インドネシア語で作成して提出しなければなりません。ちなみに、日本は、日本語もしくは英語で作成可能です。

(4) ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の主な作成内容は、下図をご参照下さい。

《PMK213で定められた主な作成内容》

ローカルファイル	マスターファイル	国別報告書
<ul style="list-style-type: none">・事業活動の説明・財務情報・独立起業原則の適用・関連者取引、非関連者取引の情報・価格決定や利益率に影響する事象、影響した事実	<ul style="list-style-type: none">・グループ組織図と資本関係・事業活動の概要・保有する有形資産の情報・グループ内金融活動に関する情報・親会社の連結財務情報と納税状況	<ul style="list-style-type: none">・所在地国・法人名と納税者番号・総収入(第三者、関連者を区別)・税引き前損益・支払法人所得税、未払法人所得税・事業活動・法定資本金、利益剰余金・従業員数・現金/現金等価物以外の有形資産額

【参照:PwC】

4. おわりに

この移転価格税制への対応のスピード感は企業によって様々です。期限に向けて厳格に準備している企業も多いですが、一方でインドネシアでは過去急に法律が変わった例があることに加え、税務署から上記書類の提出指示があつてから30日以内に提出すれば問題はないとされているので、記載事項の少ない企業は、要約のみ作成して、税務署の指示があつてから費用をかけ、本格的に作成しようとしているというのが実情です。

12月決算の企業が多いため、インドネシアでは、ローカルファイル、マスターファイルを2017年4月までに提出しなければならないと義務付けられている先も多く、この運用状況には注目していきたいところです。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp